

★ **もよおし**

出張年金相談

日本年金機構津年金事務所
(☎059-228-9112)

社会保険労務士による出張年金相談を行います。年金の請求や受給など、年金制度についてお気軽にご相談ください。

とき 4月16日(木)
午前10時～午後3時

※正午～午後1時を除く

ところ 市役所西庁舎1階第4会議室

※相談は受付順です。

陸上自衛隊久居駐屯地開設63周年記念行事

陸上自衛隊久居駐屯地広報室(☎059-255-3133)、自衛隊四日市地域事務所(☎059-351-1723)

陸上自衛隊久居駐屯地を一般開放します。

とき 4月19日(日)
午前8時30分～午後3時

ところ 陸上自衛隊久居駐屯地(津市久居新町975)

内容 観閲行進、訓練展示、装備品展示、戦車体験試乗など

入場料 無料

お知らせ

家族介護慰労金を支給します
健康福祉部高齢障がい支援室
(あいあい ☎84-3313)

介護の負担が大きい家族へ、慰労金として10万円を支給します。

対象期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

対象者 対象期間で次のすべてに該当する高齢者と同一の世帯に

属し、介護していた市民税非課税世帯の人

▷市内に住所を有する人

▷65歳以上の人(対象期間に65歳となった人も含む)

▷要介護4または5である人

▷介護保険のサービスを受けなかった人(1週間程度の短期入所生活介護等は除く)

▷疾病または負傷により医療機関に入院しなかった人(1週間程度の入院は除く)

申請期間 4月1日～平成28年3月31日

申請方法 健康福祉部高齢障がい支援室にある申請書に必要事項を記入の上、申請してください。

※申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

平成27年度

タクシー券を交付します

健康福祉部高齢障がい支援室
(あいあい ☎84-3313)

市民文化部 関支所 地域サービス室(☎96-1212)

高齢者と重度障がい者(児)の社会活動を支えるために、タクシー料金の一部を助成します。「タクシー料金助成事業乗車券(タクシー券)」を希望する人は申請してください。

対象者	金額(年間)
満75歳以上の人	10,000円
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを所持している人(自動車税の減免制度・燃料費助成制度が適用されている人は対象外)	15,000円(じん臓機能障害1級の身体障害者手帳を所持している人は45,000円)

申請に必要なもの 印鑑、対象者であることを証明するもの(被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など)

申請場所 健康福祉部高齢障がい支援室(あいあい④番窓口)、市民文化部関支所地域サービス室

※加太出張所でも申請を受け付けます(交付は後日郵送)。

※申請書は、各窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※郵送での交付を希望する場合は健康福祉部高齢障がい支援室へご連絡ください。

ご利用の際の注意点

- タクシー券の利用は、助成を受けた本人に限ります。本人確認のため後期高齢者医療被保険者証または、障害者手帳などの身分証明書を乗務員へ提示してください。
- 1回の乗車につき2,000円を限度として、亀山市内発着での利用となります。
- タクシー券の交付は1人につき年度内1回で、再交付はしません。
- タクシー券を他人に譲渡したり、売買や換金することはできません。
- 不正使用の場合は助成額を返還していただくだけでなく、犯罪行為となる場合があります。

**臨時
申込受付・
交付**

とき 4月4日(土)、5日(日)
※午前8時30分～午後5時15分
ところ あいあい1階南側特設コーナー